

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	2-2
処分の種類	知事による応急措置の代行			
根拠法令条例等・条項	災害対策基本法第73条第1項			
処分の概要	知事は、災害発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長に代わり、災害対策基本法第64条第1項、第2項及び第65条第1項の規定による土地、建物等の一時使用、収用や応急措置の業務に従事させることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (災害は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難。)</p> <p>【参考】 災害対策基本法第73条第1項 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			